K九地点（X＝マイナス二二九九二・二七九メートル、Y＝八二四九四・四三〇メートル）、K一〇地点（X＝マイナス二二九九二・七九九メートル、Y＝八二四九九・七五〇メートル）、K一一地点（X＝マイナス二二九九一・七・五六一〇メートル、Y＝八二五〇八一・八・一二地点（X＝マイナス二二九八八一・三〇三メートル、Y＝八二六六七・五九七メートル）、K一四地点（X＝マイナス二二三〇〇三・二九三メートル、Y＝八二七二五六八・一〇八メートル）、K一三地点（X＝マイナス二二九九一二・七三一メートル、Y＝八二八一五・七〇七メートル）、K一五地点（X＝マイナス二三〇〇一五・二七四メートル、Y＝八二八一五・七〇七メートル）、K一六地点（X＝マイナス二三〇〇五〇・八二九メートル、Y＝八二八四九・三〇〇メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考　地域に関する実測図を北海道教育委員会及びえりも町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百三十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。

平成二十二年八月五日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄	下欄
名称	新名称
関係告示	
平成十六年文部科学省告示第二十七号及び平成二十年文部科学省告示第百二十八号	旧池田氏庭園

名称
池田氏庭園
池田氏庭園
旧池田氏（払田）庭園

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十二条第一項の規定により、次の表に掲げる天然記念物の指定を解除する。

平成二十二年八月五日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	所在地	関係告示
淡路国道マツ並木	兵庫県南あわじ市	大正十五年内務省告示第十九号及び昭和四十七年文部省告示第百三十号

○文部科学省告示第百三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の各表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録する。

平成二十二年八月五日

文部科学大臣　川端　達夫

表一　名勝地関係

名称	所在地	地域
小川氏庭園	鳥取県倉吉市河原町	一九三六番一のうち実測一三三〇・五三平方メートル、一九六三番一、一九六四番一、一九六五番一、一九六九番 備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を鳥取県教育委員会及び倉吉市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

表二　動物、植物及び地質鉱物関係

名称	所在地	地域
賀来飛霞標本	宮崎県宮崎市神宮二丁目四番四号	宮崎県総合博物館所在の賀来飛霞標本（植物標本三六七点、地質鉱物標本二〇一点、動物標本一九二点）七六〇点

○文部科学省告示第百三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観に選定する。

平成二十二年八月五日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	所在地	区域	面積
高島市針江・霜降の水辺景観	滋賀県高島市	高島市新旭町針江及び旭の各一部 一級河川針江大川及び琵琶湖の一部 備考　地域に関する実測図を滋賀県教育委員会及び高島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	約二九五・九ヘクタール
田染荘小崎の農村景観	大分県豊後高田市	豊後高田市田染小崎及び田染真中の各一部 備考　地域に関する実測図を大分県教育委員会及び豊後高田市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	約九二・〇ヘクタール

○文部科学省告示第百三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表下欄に掲げる地域を追加して選定する。

平成二十二年八月五日

文部科学大臣　川端　達夫

上欄	下欄			
名称	関係告示	所在地	地域	面積
平戸島の文化的景観	平成二十二年文部科学省告示第二十四号	長崎県平戸市	平戸市飯良町の全域 同　主師町の一部 備考　地域に関する実測図を長崎県教育委員会及び平戸市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	約三四九・六ヘクタール